

議事の特例（持ち回り審議）について（案）

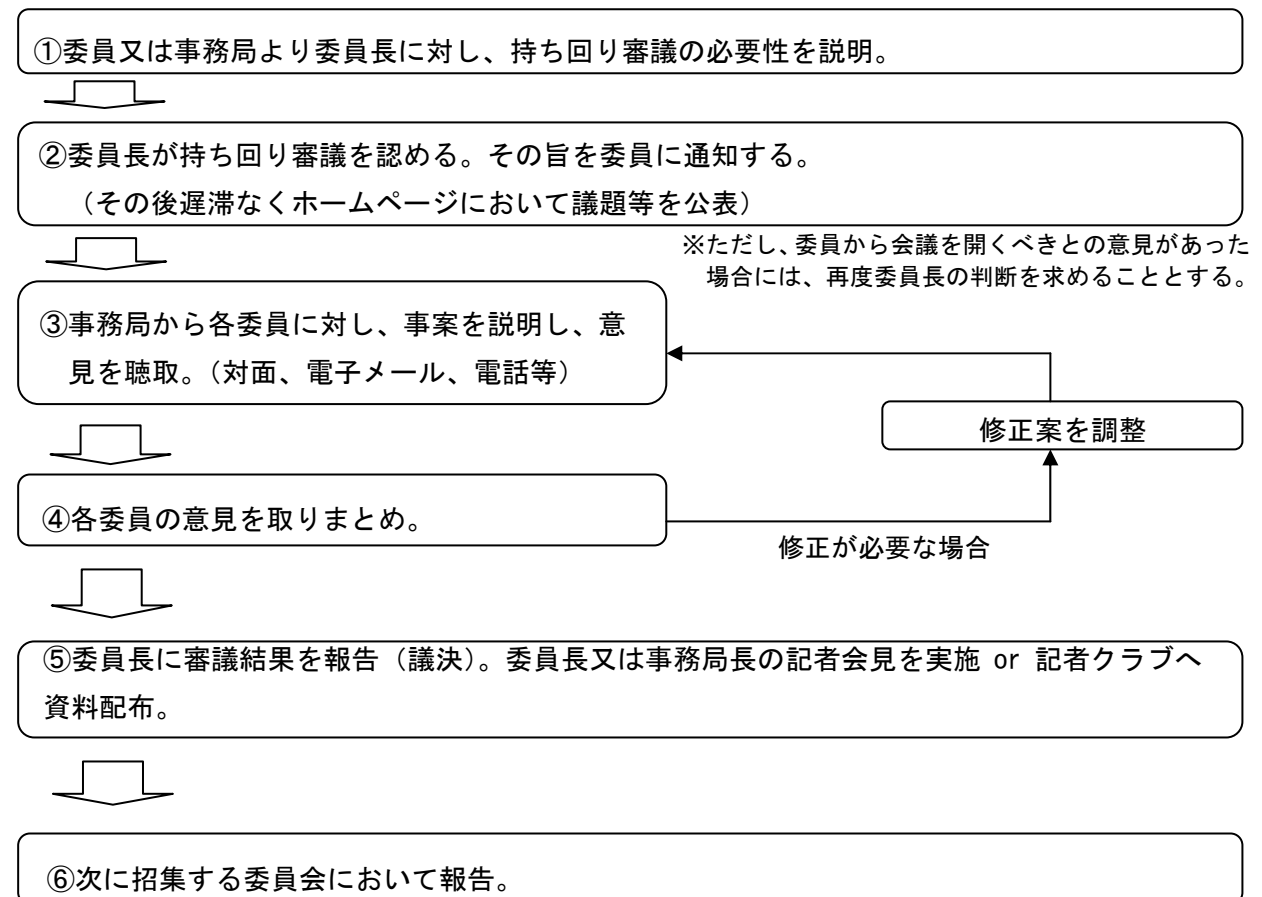
1 持ち回り審議を行うケース

- 緊急その他やむを得ない事情のある場合。議題の内容から合理的に判断して、会議を招集して審議する必要がないと委員長が認める場合。

（具体的に想定されるケース）

- ・ 技術的な法令改正等（他府省の法令改正の影響により条番号がずれるなど）について審議を行う必要がある場合
- ・ 委員会の意見等を取りまとめるに当たって、実質的な内容についての委員の合意はあり、最終的な文言調整が委員により委員長に委ねられたが、次回会合についての委員間のスケジュール調整ができない場合 等

2 持ち回り審議の流れ



3 議事の公開等について

- 審議終了後、委員長又は事務局が記者会見を行い、議事内容（委員の意見概要や議決内容）を説明する。ただし、軽微な案件については、記者クラブに対する議事内容の資料配布をもって代えることとする。
- 審議終了後の議事要旨・議事録、会議資料の公表の扱いについては、従来どおりとする。なお、議事録は、事務局の説明内容と委員からの意見内容について委員に確認のうえ公表する。

郵政民営化委員会議事規則（改正案）

平成18年4月3日
郵政民営化委員会決定

改正 平成19年 月 日

（趣旨）

第1条 郵政民営化委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、郵政民営化委員会令（平成18年政令第143号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集等）

第2条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議を招集するときは、その日時、場所及びその他必要な事項を定めて、委員に通知するものとする。

（議長）

第3条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（利害関係を有する委員の取扱い）

第4条 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があったときは、当該事案に係る会議及び議決に加わることができない。

2 前項の委員は、当該委員の利害関係の有無に係る同項の決議に加わることができない。ただし、当該決議に係る審議に出席し、意見を述べることができる。

（意見の開陳等）

第5条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

（公開）

第6条 委員長は、委員会に諮った上で、会議を公開することができる。

2 会議の議事録及び議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事録及び議事要旨の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

3 会議資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

（議事の特例）

第7条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、委員長の認めるところにより、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、会議を招集して審議する必要がないと委員長が認める場合も同様とする。

2 前項の場合においては、委員長は、その議事について、次に招集する会議において報告しなければならない。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月 日から施行する。

○郵政民営化委員会議事規則（平成１８年４月３日郵政民営化委員会決定）新旧対照表

（参考）

改正案	現行
（趣旨） 第１条 郵政民営化委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、郵政民営化委員会令（平成１８年政令第１４３号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 （会議の招集等） 第２条 会議は、委員長が招集する。 ２ 委員長は、会議を招集するときは、その日時、場所及びその他必要な事項を定めて、委員に通知するものとする。 （議長） 第３条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。 （利害関係を有する委員の取扱い） 第４条 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があつたときは、当該事案に係る会議及び議決に加わることができない。 ２ 前項の委員は、当該委員の利害関係の有無に係る同項の決議に加わることができない。ただし、当該決議に係る審議に出席し、意見を述べることができる。 （意見の開陳等） 第５条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。	（趣旨） 第１条 郵政民営化委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、郵政民営化委員会令（平成１８年政令第１４３号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 （会議の招集等） 第２条 会議は、委員長が招集する。 ２ 委員長は、会議を招集するときは、その日時、場所及びその他必要な事項を定めて、委員に通知するものとする。 （議長） 第３条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。 （利害関係を有する委員の取扱い） 第４条 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があつたときは、当該事案に係る会議及び議決に加わることができない。 ２ 前項の委員は、当該委員の利害関係の有無に係る同項の決議に加わることができない。ただし、当該決議に係る審議に出席し、意見を述べることができる。 （意見の開陳等） 第５条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

(公開) 第6条 委員長は、委員会に諮った上で、会議を公開することができる。 2 会議の議事録及び議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。 ただし、委員長が必要と認めるときは、議事録及び議事要旨の一部又は全部を公開しないものとすることができる。 3 会議資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができる。 <u>(議事の特例)</u> <u>第7条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、委員長の認めるところにより、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、会議を招集して審議する必要がないと委員長が認める場合も同様とする。</u> <u>2 前項の場合においては、委員長は、その議事について、次に招集する会議において報告しなければならない。</u> (雑則) 第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 附 則 この規則は、平成18年4月3日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成19年11月 日から施行する。</u>	(公開) 第6条 委員長は、委員会に諮った上で、会議を公開することができる。 2 会議の議事録及び議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。 ただし、委員長が必要と認めるときは、議事録及び議事要旨の一部又は全部を公開しないものとすることができる。 3 会議資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができる。 (雑則) 第7条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 附 則 この規則は、平成18年4月3日から施行する。
--	---

